

～ 取引業者の皆様へ ～

学校法人神野学園岐阜医療科学大学（以下「本学」といいます。）における発注及び物品等の検収については、原則として以下のとおりですので、ご協力をお願いいたします。

（発注について）

競争的資金（科研費等）に関する発注は、原則として以下の担当者が行いますので、担当者以外からの発注がありましたら下記担当係までご連絡ください（但し、オンラインショップ、小売店での店頭購入は除く）。

岐阜医療科学大学 事務局研究管理課

関キャンパス 0575-22-9401

可児キャンパス 0574-65-6555

（物品の納入・検収方法について）

本学では物品調達に係るチェック体制を強化し、主として競争的資金等の不正使用を防止するために、納入物品に対する検収を徹底しております。

物品の納品にあっては、最初に必ず下記担当係の納品確認を受けていただくようお願いいたします。

岐阜医療科学大学 事務局庶務課

（証憑書類に関するお願い）

見積書、納品書、請求書には必ず日付をご記入ください。

（不正行為等への対応）

不正行為が発覚した場合は、関係法律に基づくほか「岐阜医療科学大学における物品購入等契約に関する取引停止等の措置及び取扱基準」に基づく処分が科せられますので、ご留意願います。

学校法人神野学園 岐阜医療科学大学

岐阜医療科学大学における物品購入等契約に関する取引停止等の措置及び取扱基準

(目的)

第1条 学校法人神野学園岐阜医療科学大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる基準並びに措置を講じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 学長は、前項の措置を講じた場合は、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他の必要事項を当該業者に通知するものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の長いものをもって、取引停止期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止期間は、当該各号に定める期間の2倍とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることが出来ない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

6 学長が第4項及び第5項の措置を講じた場合の当該業者への通知は、第3条第2項の規定を準用する。

(指名等の取消)

第5条 学長は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 学長は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6条 学長は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

2 学長は、第5条の規定による指名等の取り消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、学長が行う。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。

【別表】取引停止の措置基準（第3条第1項）

措置要件	期間
【虚偽記載】 1 本学発注の購入等契約に係る手続きにおいて、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
【贈賄】 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人で、ロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、他の官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
【独占禁止法違反行為】 4 本学との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、不当な取引制限や競争の制限等により契約の相手方として不適当であると認められるとき。 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上9か月以内 当該認定をした日から1か月以上9か月以内
【競争入札妨害又は談合】 6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から1か月以上12か月以内
【不正又は不誠実な行為】	

7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内